

令和6年11月29日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市情報公開審査会
会長 玉巻 弘光

行政文書非公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和6年8月7日付けで諮問された行政文書非公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、別表 2 に掲げる文書は、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、その存否を明らかにしないで公開請求を拒んだ処分は、取り消すべきである。
- (2) 実施機関が、別表 3 に掲げる文書は、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 本件審査請求人は、令和 6 年 1 月 13 日付け（16 日受理）で、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、厚木市長（以下「実施機関」という。）に対して、「厚木市立中央図書館の地下 1 階トイレには別紙 1 の記載がある。別紙 2 の事柄について具体的な年月日や時期、費用などの記録や確認できる文書」（別紙 1 及び 2 略、なお、別紙 2 は別表 1 として後掲）（以下「本件行政文書」という。）について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、令和 6 年 1 月 25 日付けで、別表 2 に掲げる文書（以下「本件存否応答拒否文書」という。）は条例第 10 条に該当するとして、別表 3 に掲げる文書（以下「本件不存在文書」という。）は存在しないとして、公開を拒む処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 本件審査請求人は、令和 6 年 2 月 2 日付け（6 日受理）で、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消す旨の裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張を総合すると、その要旨は次のとおりである。

ア 本件存否応答拒否文書について

- (ア) 警察への被害届や刑事告訴の件数について、件数を開示することは、「犯罪を誘発するおそれのある情報」や「犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある」ことにはならない。
- (イ) 条例第7条第5号は刑事事件についてのみの理由であり、損害賠償請求という民事に関する開示を求めており、民事は犯罪ではなく、犯罪捜査などとは無関係である。
- (ウ) 警察への被害届や刑事告訴の件数や、民事における損害賠償請求の実施状況は、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」には該当しない。また、既に設備品を壊すなどの行為があった事実を厚木市として市民に伝えているだろうから、市の対応が「その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」であるはずはなく、理由にならない。
- (エ) 貼付物で設備品が壊されていることを図書館利用者に告知しており、その設備品の修繕に対し、どのように税金が使われたかを知ることが、納税者の知る権利であり、故意に壊されたのであれば、当然修繕費用を損壊した相手に請求しなければならない。修繕費用の件数や損壊相手への請求、民事訴訟の提起については、条例第7条第5号の非公開情報には当たらない。
- (オ) 本件と同様に本市のトイレの便器を壊された器物損壊事案について、被害状況等を詳細に報道機関を通じて公表されているものがあり、警察署に被害届を出したことも公表されている。一方の事案では事案や被害届等の詳細を公開し、もう一方の事案ではそれらを公開しないことの整合がとれていない。

イ 本件不存在文書について

- (ア) 本件請求に係る貼付物は、故意に設備品を壊されたことをうかがえる内容となっており、市の責任において設置した貼付物であり、10年以上前から貼付されているとのことである。

行政文書を作成していないということは、市として、どのように設備品を壊されたなどのイタズラが多発したと認識したのか、その多発に対して、どのような警備の強化パターンを検討し、強化に至ったのか、強化した後、発生件数はどうなったのかなど、これら

の検討を全くせずに、市民の税金を恣意的に使い、貼付物を勝手に作成し、勝手に設置したということになる。

(イ) 文書が存在していないことは、厚木市に存在する全ての文書をチェックする必要がある。本市がどの文書を調査し、不存在としたのかを示す根拠を示さなければならない。何を調べ、どういう結果に基づき文書不存在としたのかその過程も示すべきである。

(ウ) どのような経緯で貼付物が設置されたのか等を調査の上、新たな行政文書を作成し、公開を求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書、再弁明書、再々弁明書及び審査会における口頭での説明を総合すると、本件処分の理由は次のとおりである。

(1) 本件存否応答拒否文書について

ア 請求内容に係る行政文書の存否を明らかにすることで、本件トイレの設備品を壊したりするなどのいたずら行為（以下「本件いたずら行為」という。）に対する実施機関の警察への被害届及び刑事告訴の状況並びに損害賠償請求の実施状況を公開することとなる。

イ 警察への被害届及び刑事告訴の状況については、これを明らかにすることで、警察が何らかの捜査をしている又はしていないことが明らかになり、警察が既に把握している又は未だに把握していない犯罪を含めて、本件いたずら行為に関与している者が、証拠隠滅等の行為に及ぶなど捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ウ また、他方において、本件トイレという限定された場所における警察への被害届及び刑事告訴の状況並びに損害賠償請求の実施状況に係る行政文書の存否については、これを明らかにすることで、本件いたずら行為への本市の対応状況を示すこととなり、結果として、本件いたずら行為が増長、誘発される等、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 上記アからウまでで述べたことを含め、存否応答を行うことは、本市が管理している他の施設に対する類似した行為についても、本市の対応方針を示すこととなり、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすおそれがある。

オ 行政機関として公共施設の管理をしている以上は、当該施設における犯罪行為に係る事案等についても一定の説明責任が求められており、警察への被害届の提出状況等を公表することもあるが、本市においては、警察に被害届を提出したこと等を公表する場合は、犯罪行為に対する警察の捜査への支障等を考慮し、原則として、事前に警察と調整をした上で公表の判断をしている。

カ 以上のことから、本件存否応答拒否文書については、条例第 10 条の規定に基づき、存否応答拒否が適切であると判断した。

(2) 本件不存在文書について

ア 本件不存在文書は、法令等で作成又は取得が義務付けられているようなものではなく、事案に応じて作成又は取得をする性質のものである。実施機関において確認作業を行ったが、少なくとも 10 年以上も前の事案に関するものであり、作成又は取得をした事実を確認することができず、請求内容に合致するような行政文書を保有していないため、文書不存在と判断した。

5 審査会の判断理由

(1) 存否応答拒否決定の妥当性について

実施機関は、本件存否応答拒否文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 5 号に規定する犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することになることを理由に、条例第 10 条の規定に基づく存否応答拒否決定を行っていることから、その妥当性を以下検討する。

ア 条例第 10 条が規定する存否応答拒否決定について

条例第 10 条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書

公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号に規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、条例第10条の規定である。

イ 本件処分の妥当性について

実施機関は、「本件請求文書の存否を答えることで、本件いたずら行為に關与している者が、証拠隠滅等の行為に及ぶなど捜査に支障を及ぼすおそれがあり、本件いたずら行為への本市の対応状況を示すこととなり、これを明らかにすることで、本件いたずら行為が増長、誘発される等、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。また、存否応答を行うことは、本市が管理している他の施設に対する類似した行為についても、本市の対応方針を示すこととなり、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」旨、説明している。

そこで検討すると、特定の事案に関する警察への被害届や刑事告訴の件数やその結果、損害賠償請求の実施状況について記載された行政文書の存否を答えた場合は、警察が何らかの捜査をしている又はしていないこと及び市の対応状況が明らかになり、当該明らかとなる情報は、罪証隠滅等の行為や犯罪行為の潜在化、巧妙化を招くなど一般論としては、条例第7条第5号に規定する犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると解することもできる。

しかしながら、実施機関は、本件公開請求の貼付物について、10年以上前から貼り付けされていることを審査請求人に対して説明しており、仮に本件存否応答拒否文書の存否を明らかにしたとしても、明らかになるのは10年以上前の本件いたずら行為についての捜査対象の有無や市の対応状況に関する情報であり、本件処分時点においては、本件いたずら行為について実施機関が主張するような証拠隠滅等の行為や本件いたずら行為の増長、誘発を招くなど、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じるとは考えにくく、

本件について秘匿しなければならないほどの事情が存在するとも認められず、条例第7条第5号に規定する非公開情報を公開することにはならないというべきである。

したがって、本件存否応答拒否文書の存否を明らかにすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地域の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報を明らかにすることにはならず、実施機関が条例第10条の規定に該当するものとして本件存否応答拒否文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当ではない。

(2) 本件不存在文書について

実施機関は、「本件不存在文書は、法令等で作成又は取得が義務付けられているようなものではなく、事案に応じて作成又は取得をする性質のものである。実施機関において確認作業を行ったが、作成又は取得をした事実を確認することができず、請求内容に合致するような行政文書を保有していない。」と説明している。

当審査会において、実施機関の職員から聴取した口頭説明と弁明書類を総合考慮すると、本件貼付物作成掲出にかかる記録を作成することが必須であったとまでは認められず、また、本件公開請求の起因である貼付物の掲出が10年以上も前のことであるところから、当該掲出に関し文書が作成されていたとしても廃棄された可能性があり、実施機関の本件不存在文書が存在しないという説明に、特段の不自然な点は見られず、この説明に反する特段の事情も認められないことから、本件不存在文書を不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではなく、また、当審査会の権限に属さない判断を求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

- (1) 「最近、トイレの設備品を壊したりするなどのイタズラが多発しています。」について
- ・「最近」とはいつ（いつから）のことなのか。
 - ・「設備品を壊したりするなど」の「など」に含まれる設備品を壊す以外のイタズラは具体的に何か。
 - ・多発する前までのこれらのイタズラはどのくらいの件数や内容（設備品の種類やその修繕にかかった費用）だったのか。
 - ・過去の件数や内容に対して、どのような基準（件数ベースなのか、修繕にかかる費用ベースなのかなど）を持って「多発」としているのか。
- (2) 「現在、警備を強化中（以下省略）」について
- ・「現在」とは、いつからのことを指しているのか。いつから警備を強化したのか。
 - ・「警備を強化」とは、具体的にどのようなことか。
（例えば、「警備員の人数を増やした」、「トイレを見回る頻度・回数を増やした」など、定量的な推移を含め）
 - ・「警備を強化」により、イタズラが多発する前に比べ、費用が増えているのか。
（当然、税金から支出しているものであり、過去の記録と現在の記録を比較できるようにすること）
 - ・そもそも警備計画や警備体制はどのようになっており、市としてどのような見直しをしているのか。
 - ・「警備を強化」することにより、どのような費用対効果があったのか。イタズラは減ったのか。どうなれば「強化」が通常警備体制に戻るのか（強化はいつ終わるのか）。

(3) その他、総合的に

- ・(1)のイタズラに対し、「警備を強化」する以外に実施している対策は何か。
- ・「設備品を壊す」という行為は、刑法上の器物損壊罪にあたり、また民事では損害賠償請求もできるが、警察への被害届や刑事告訴の件数やその結果、損害賠償請求の実施状況、裁判所へ提訴しているならその件数、市としてどのような対応をしているのかに係る記録や文章

別表 2

本件行政文書のうち、「設備品を壊す」という行為は、刑法上の器物損壊罪に当たり、また民事では損害賠償請求もできるが、警察への被害届や刑事告訴の件数やその結果、損害賠償請求の実施状況に係る内容を記載した文書

別表 3

本件行政文書のうち、別表 2 に掲げる文書以外の文書

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------|--------------------------------|
| 令和6年8月7日 | ○ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 9月11日 | ○ 実施機関から行政文書非公開決定について、理由を聴取した。 |
| 10月11日 | ○ 審議 |
| 11月15日 | ○ 審議 |

厚木市情報公開審査会委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------|-------|--------------|
| 会 長 (部会長) | 玉巻 弘光 | 学識経験者 |
| 会長職務代理者 | 瀬戸 崇文 | 学識経験者 部会員 |
| | 高橋 融生 | 学識経験者 部会員 |
| | 石橋 優子 | 学識経験者 |
| | 清原 悠 | 公募市民 |